

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	処理完了確認のための措置の導入
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail:furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者が、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類の処理が完了したことの確認を容易にできるようにする。
内容	第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に対して、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面の第一種フロン類充填回収業者への交付を義務付け、さらに当該第一種フロン類充填回収業者(及び整備の場合は整備者も)は、当該書面を、再生又は破壊に係る適正な費用を負担する第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付しなければならないこととする。
関連条項	第59条、第70条
必要性	第一種特定製品廃棄等実施者又は整備を発注した第一種特定製品の管理者等において、自らが引渡し等を行ったフロン類について最終的に再生又は破壊が実施されたかを容易に確認できるようにすることが必要である。
費用	
遵守費用	・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者へ交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者(及び整備の場合は整備者も)が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。
行政費用	・書面の交付・回付状況の確認に係る費用、書面が交付・回付されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。
その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	・第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを確認することが容易にできるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。

想定される代替案

代替案①	費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことの確認を促進するための指針を策定し、関係者(第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、第一種フロン類充填回収業者、整備者、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品廃棄等実施者)に対し、当該指針に沿った取組を行うよう行政指導を行う。	
	費用	
	遵守費用	・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者へ交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者(及び整備の場合には整備者も)が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。
	行政費用	・指針の作成、周知の費用が発生する。 ・行政指導に係る費用が発生する。
	その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	便 益	・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が回付されるとは限らないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを必ずしも容易に確認することができるわけではない。
代替案②	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

【費用】

- ・再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。
- ・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。
- ・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。

【便益】

・現状、代替案1においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が再生又は破壊されたことを証する書面が必ずしも回付されるわけではないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを確認することが必ずしも容易にできるわけではないが、改正案においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が確実に回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを容易に確認することができるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの4の(2)

「前記2. のとおり、今後第一種特定製品から回収されたフロン類について、破壊に加え、再生を促していく場合、排出者責任を有し最終的な費用負担者である廃棄等実施者や整備発注者は、負担すべき費用の透明化により適正な費用負担を確保するため、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類がどのように処理されたかについて確認する必要性が一層高くなることを踏まえ、フロン類が適切に破壊又は再生されたかについて、廃棄等実施者又は整備発注者が確実に確認できる仕組みをつくる必要がある。

具体的には、破壊業者又は再生を行う者は、それぞれフロン類の破壊又は再生が終了したときに、当該フロン類を引き渡した回収業者に、その旨等の報告を行い、さらにその回収業者を経由して、廃棄等実施者又は整備発注者が、費用負担に見合った処理の終了を確認できる仕組みとすることが考えられる。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	処理完了確認のための措置の導入		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者が、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類の処理が完了したことを容易に確認できるようにする。</p> <p><b>【内容】</b> 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に対して、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面の第一種フロン類充填回収業者への交付を義務付け、さらに当該第一種フロン類充填回収業者（及び整備の場合は整備者も）は、当該書面を、再生又は破壊に係る適正な費用を負担する第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付しなければならないこととする。</p> <p><b>【必要性】</b> 第一種特定製品廃棄等実施者又は整備を発注した第一種特定製品の管理者等において、自らが引渡し等を行ったフロン類について最終的に再生又は破壊が実施されたかを容易に確認できるようにすることが必要である。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>関連条項</td> <td>第68条第4項～第7項、第78条第5項～第7項</td> </tr> </table>	関連条項	第68条第4項～第7項、第78条第5項～第7項
関連条項	第68条第4項～第7項、第78条第5項～第7項		
想定される代替案	<p>代替案① 費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことの確認を促進するための指針を策定し、関係者（第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、第一種フロン類充填回収業者、整備者、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品廃棄等実施者）に対し、当該指針に沿った取り組みを行うよう行政指導を行う。</p> <p>代替案②</p>		

規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者へ交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者（及び整備の場合は整備者も）が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者への交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者（及び整備の場合は整備者も）が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。</li> </ul>	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面の交付・回付状況の確認に係る費用、書面が交付・回付されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の作成、周知の費用が発生する。</li> <li>・ 行政指導に係る費用が発生する。</li> </ul>	
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>・ 第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が再生又は破壊されたことを証する書面が回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを容易に確認することができるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。</p>	<p>・ 指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が回付されるとは限らないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを必ずしも容易に確認することができるわけではない。</p>	
<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <p>・ 現状、代替案1においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が必ずしも回付されるわけではないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを確認することができるわけではないが、改正案においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が確実に回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを容易に確認することができるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>		

<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの4の（2）</p> <p>「前記2. のとおり、今後第一種特定製品から回収されたフロン類について、破壊に加え、再生を促していく場合、排出者責任を有し最終的な費用負担者である廃棄等実施者や整備発注者は、負担すべき費用の透明化により適正な費用負担を確保するため、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類がどのように処理されたかについて確認する必要性が一層高くなることを踏まえ、フロン類が適切に破壊又は再生されたかについて、廃棄等実施者又は整備発注者が確実に確認できる仕組みをつくる必要がある。</p> <p>具体的には、破壊業者又は再生を行う者は、それぞれフロン類の破壊又は再生が終了したときに、当該フロン類を引き渡した回収業者に、その旨等の報告を行い、さらにその回収業者を経由して、廃棄等実施者又は整備発注者が、費用負担に見合った処理の終了を確認できる仕組みとすることが考えられる。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	